

生涯スポーツ

神 文雄

要 約

行政機関による生涯スポーツの推進は、それなりに容認されよう。しかしながら、国民のすべてが、こぞってそれに応えているとしたら、異常である。元来、スポーツは、国民の一人ひとりが、気ままに営むべきものである。それを、スポーツ振興法等に名を借りて、スポーツの機会や条件を提供し、また、国民の健康や体力の増強に与って効力があるからといって、国や地方公共団体の管理に供するということへの、懸念が生じてくる。さらに、関係団体との接触についても懸念がある。巷間、伝わるころの“モスクワ五輪大会への干渉”である。具体的に知る由もないが、結論に至までの過程に重要な要素が含まれていたように思われる。今後も、生涯スポーツの関係団体等に対して、これと類似したケースが生じないとは限らない。公権力の介入も、十分に予想し得る。

以下に、生涯スポーツ事業の系譜を纏め、対応への資料として、提供する。

キーワード：スポーツ，生涯教育，行政

昭和59年8月、時の情勢を踏まえて臨時教育審議会が設置された。その62年9月の答申にあげられた諸課題の具体化に向けて、同年10月、国は「教育改革推進大綱」を閣議決定し、文部省を中心として事にあたった。答申のなかで、本論・生涯スポーツに関連する、教育課程の基準の主な改善事項中、[体育、保健体育]には、“生涯体育・スポーツと体力の向上を重視するとともに健康教育の充実を図る”¹⁾という一項がある。

これを受けたひとつが、文部省の機構改革であった。昭和63年7月のことである。社会教育局に換わって新たに生涯学習局が誕生し、また、体育局にあっても4課を整理・統合して、新しい体制が出来上がる。スポーツ課が競技スポーツ課と本論に関わる生涯スポーツ課に分課したのである。国民のスポーツに関わる需要の高まりにつれるなど、時代の要請に合わせたものであろう。

行政機構が改革され、生涯学習局の誕生したことなどあって、学界では生涯学習に関連するター

ム・生涯教育、生涯体育、社会体育、生涯スポーツなどの概念の整備も必要となってくる。例えば、社会教育と生涯学習についてである。しかし、“外国における用語例をみていると必ずしもそのように論理的に区別されてはいないようである”²⁾ということでもあり、あまりこだわらず、ここでは、時代によって変遷し、それぞれに適合した概念を取り入れていく。その終局、今日の状況は“生涯スポーツ”であり、競技スポーツは別として、行政機関によって推進されるスポーツ活動全般を指すものとしておきたい。

答申と相前後して、63年4月、文部大臣は、保健体育審議会に「21世紀に向けたスポーツの振興方策について」諮問し、平成元年11月に答申を受けた。そして、スポーツ施策は急速に変化した。これまでの“体力づくりに関わる事業（基礎体力づくりの普及推進）”が、一応の成果を収めて幕を降ろしたのも昭和63年度である。

本論を進めるにあたっては、新しい時代の幕明

けとなる“生涯スポーツ”の時代を、平成に入ってからとしておきたい。さて、その生涯スポーツである。行政機関による事業の推進は、それなりに効果的であるといえよう。しかしながらである。国民のすべてがこれに靡いてしまったらば、はなはだ異常である、危険といわざるを得ない。元来、スポーツは一人ひとりが、気ままに営むべきものである。法的裏付けに名を借りて、機会や条件を提供したり、また、健康や体力の増強に与って効力があるからといつて、国や地方公共団体の管理に供するということへの、懸念があつても不思議はないはずである。さらに、助成や補助の対象となる関係団体への対応にあつても、同様である。その程度によっては、公権力の介入と認めざるを得ないケースも予想されよう。さらに、生涯スポーツの推進に当たっては、“お上にやらせてもらう”という消極的な意識を“自らが進んで行く”ように改革する必要がある。社会教育としてではなく、生涯学習の立場をとらなくてはならない。この点が重要なポイントなのである。

ともあれ、行政機関による平成のスポーツ＝生涯スポーツで、顕著なのは、つぎの2点である。その一つは“スポーツ振興基金”の創出、平成2年12月である。これは、「日本体育・学校健康センター法」の一部を改正する法案が成立したことによる。とくに、補正予算であったということを強調したい。政府出資金・250億円と民間からの寄付金で構成され、その運用益により、スポーツ活動に対する援助を行なうのである。運用益は、後述の予算額に比べるとかなりの高額である。また、生涯スポーツに関しては、“競技会”“研究会集會”等の開催への助成、や“国際的に卓越したスポーツ活動”への援助等があり(表1)、関係予算の中に占める比率もきわめて大きい。

二つ目は、社会体育指導者の知識・技能審査事業の認定制度の創設である。平成年代に入る以前・昭和62年にはすでに進められてはいたが、スポーツ団体の行なう指導者養成の事業のうち、一定の水準に達したレベルを対象としたものである。これを文部大臣が認定するというのである。認定を受けた指導者の社会的信用や評価、さらには社

表1 スポーツ振興基金 (上段・平成3年度)
助成活動別一覧(百万円) (下段・平成4年度)

助成活動名	件・人数	助成金額	
スポーツ団体選手強化活動	244	562	
	168	484	
選手・指導者スポーツ活動	251	343	
	278	329	
スポーツ団体大会開催	103	543	
	90	396	
	生涯スポーツの振興	72	331
	63	261	
	競技会	42	179
		41	182
	研究会集會	30	153
		22	79
	競技水準の向上	31	212
		27	135
国際的に卓越した活動	2	50	
	3	45	
合計	600	1,498	
	539	1,253	

会的地位の向上が期待されるということである。平成4年には、さらに少年スポーツ指導者とレクリエーションに関する指導者の養成が追加されている。この指導者の活用については、今後の大きな課題を抱えたように思われる。とくに、“文部大臣が認定する”⁹⁾というところに、スポーツの本質を問うポイントがあるように思われる。

表2 知識・審査事業に基づく資格取得の状況(平成4年)

種別	初級	中級	上級	合計
地域スポーツ指導者	26,068	2,433	0	28,511
競技力向上指導者	1,421	1,086	316	2,823
商業スポーツ施設における指導者	5,105	58	0	5,163
スポーツプログラマー	1種 785	2種 117		902
合計	37,399			

表3 生涯スポーツ事業(平成5年度・単位百万円)

① 施設の整備	(6641)
② 生涯スポーツの普及振興	(2555)
☆ 体育・スポーツ指導者養成等	(82)
☆ 地域における生涯スポーツ活動の充実	(1141)
☆ スポーツ・レクリエーション祭の開催	(184)
☆ 社会教育指導者・交付金	(1148)
	(総計 約9196)

指導者の種別等は、表2⁴⁾⁵⁾のとおりである。ここで、生涯スポーツに関わる施策（予算措置が講ぜられている）を展望すれば、表3のとおりである。

- ① 施設の整備—公立学校、私立学校、国際競技関係、国立競技場など全施設の整備中の、約26%に相当する。
- ② 生涯スポーツの普及振興。—4本の柱が立てられている。
 - 体育・スポーツ指導者養成等。
都道府県の行なう振興事業・体育指導者海外派遣事業（都道府県等における体育の指導的立場にある者を海外に派遣し、国際的な視野に立った見識を高めさせ、成果を振興施策に資する）等に対する補助である。
 - 地域における生涯スポーツ活動の充実。
都道府県レベルの体育・スポーツ振興事業として、また、市町村が実施する事業は、表4のとおりである。
 - スポーツ・レクリエーション祭の開催。
広く気軽な活動を楽しみ、各世代にわたる愛好者が交流を深める全国的な事業として、昭和63年から開催されている。グランドゴルフ、ソフトバレーボール、インディアカなど、ニュースポーツを含んだ多彩な内容を持ち、国民体育大会とは一味違う生涯スポーツの祭典となった。なお、類似したものに、生涯学習局の所管する“生涯学習フェスティバル”があり、平成元年から開催されている。また、この時点で、国民体育大会が競技スポーツ課の所管となり、施策の上では異なった性格のものとなった。
 - 社会教育指導者派遣事業。

都道府県が社会体育指導体制の充実を図るため、市町村の求めに応じて、スポーツ担当の社会教育主事を派遣する事業に対する補助である。

スポーツによる国際交流といえば、従来、対外・競技会に限られていた。これが次第に変化してきて、今日では、生涯スポーツのレベルに至るまでの広い範囲で行なわれるようになってきている。交流内容にしても、単なる親善・交歓試合はもとより、スポーツに関する相互研修や研究協力など多様になっている。また、国のレベルだけではなく、地方公共団体に対しても事業を奨励しており、62年度には、19府県21市町村が国際交流の事業の実施に踏み切っている。

このところ、生涯スポーツに関わる団体が、相次いで設立されている。体育協会加盟の種目別統括団体による“既存の各スポーツ種目”に対して、生涯スポーツを代表する、“ニュー・スポーツ”が盛んに行なわれるようになり、その普及・振興を図るためのものである。しかし、団体の多くは、未だ歴史が浅く、また、競技人口も限られているなど、基盤が非常に脆弱である。その存立基盤を確立するための努力が必要であり、一方では、日本体育協会への加盟等課題もあげられる。

さらに、日本体育協会への委託事業のうち、生涯スポーツに関連した事業には、社会体育指導者、

表4-1 地方公共団体の事業
(都道府県・数字は、事業の開始年度)

H 3	スポーツプログラマー養成
H 1	スポーツリーダーバンク
52	地域スポーツ推進情報提供
47	学校体育施設開放運営者研修等

表4-2 地方公共団体の事業（市町村・数字は、事業の開始年度）

H 2	過疎地域スポーツ交流	H 5	ファミリースポーツ活動推進
H 1	市民スポーツ相談普及促進	H 3	中高年スポーツ活動普及促進
62	地域スポーツクラブ連合育成	60	婦人スポーツ活動推進
60	生涯スポーツ国際交流	60	高齢者スポーツ活動推進
51	学校体育施設開放 スポーツ推進	60	勤労青少年スポーツ活動推進
		59	少年スポーツクラブ育成
		57	少年スポーツ活動育成
		57	高齢者スポーツ開発

スポーツドクター、トレーナーの養成。海外研修、海外技術協力（スポーツ・フォア・オール・セミナー）などがある。

さて、生涯スポーツに関わる行政施策のほとんどが、予算上、施設関係に向けられているのは止むを得まい。当然、生涯スポーツの、いわゆる、ソフト面（生涯スポーツの普及推進）はかなり押さえられるわけである。これまで貴重な役割を果たしてきたソフト面（地方スポーツ振興事業）は、クッション（昭和53年からの約10年間・基礎体力づくりとスポーツの普及推進）をおいたあと、昭和時代は終わり、平成の時代は、生涯スポーツという柱に吸収された。いい換えれば“基礎体力づくりとスポーツの普及振興”という柱の中の「地方スポーツ」から、“生涯スポーツ”という柱の中の「地域における生涯スポーツの振興」へと、大きく転換した。いささか焦慮の至りではあるが、以下、この、地方スポーツ振興策の流れに沿って総括する。

1. そのはじめ—第二次大戦直後の動向。

それは、“億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我が国體ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス”⁶⁾という時代を振り返ることから始まる。この世に生を享けて以来、黙々と歩んできた国民道徳の指導原理が一夜にして覆ってしまったのである。これはまた、第二次大戦中の体育やスポーツ観、いや、体育やスポーツそのものに例えられよう。実際、学校や社会を問わず、すべてが軍事力の増強に動員され、相当に貢献したものと判断してよいであろう。それが昭和20年8月、終戦を契機として、一挙に180度の転換を余儀なくされる。突如として、降って湧いた刺激が、“民主主義”である。そして、“学校体育に対する軍事的色彩の排除”“スポーツの面での軍事色の払拭”となって、声高く叫ばれたのである。

明治以来の、長い間軍国主義に慣らされてきた国民にとって迫られる、新しい“民主化”による体育・スポーツへの態度は複雑である。これは施政者にとつても同様であったと思われる。その具体策はというと、かなりの“戸惑い”が生じてい

たことが予想される。それでもいち早く、文部省内の機構改革に手をつけ、体育局を復活する等している。

以下、この時点で矢継ぎ早やに打ち出された連合軍総司令部(GHQ)の指示⁷⁾、それに伴う行政サイドの動きを概観してみよう。当然のこととはいえ、本論でいう、生涯スポーツなど欠片もない。

昭和20年

- 8・24—軍事教育、戦時体錬に関する諸法令の廃止の通達。
- 9・15—「新日本建設ノ教育方針」終戦後の教育方針の明示。

このなかで、“体育”については、「…明朗闊達ナル精神ヲ涵養スル為、大イニ運動競技ヲ奨励シ純正ナルスポーツノ復活ニ努メ之ガ学徒ノ日常生活ヲ図リ以テ公明正大ノ風尚ヲ作興シ、将来国際競技ニモ参加スルノ機会ニ備ヘ運動競技ヲ通ジテ世界各国ノ青年間ノ友好ヲ深メ理解増進ニモ質セシメントシテイル」としている。

- 10・3—「学徒ノ軍事教育ニ関スル件」の通達。

教練、銃剣道の廃止。

- 10・22—「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」—GHQの指示。

このなかで、「軍国主義的及び極端ナル国家主義的イデオロギーノ普及ヲ禁止スルコト、軍事教育ノ学科及び教練ハ凡テ禁止スルコト」とある。

- 11・6—「終戦ニ伴フ体錬科教授要項（目）取扱ニ関スル件」の通達。

ここで、戦時教材や軍国調の教材を削除して、明朗で平和的な運動競技を奨励し、児童生徒の興味と土地の情況に適した教材を選ぶような指示。授業は画一的指導や形式的な規律訓練を排して、個性を尊重し、自発性を重視すべきであるとしている。

- 11・6—「武道ノ取扱ニ関スル件」の通達。

授業ばかりでなく、課外活動としての武道も禁止された。

- 12・26—「学校体錬科関係事項ノ処理徹底

ニ関スル件」の通達。

ここは“学校の内外を問わず、軍事教練的色彩を一掃すること、学校または付属施設に於いて、武道を実施しないこと。ならびに教練用銃兵器等の処理に遺憾なきを期すること”であった。

昭和21年

○ 4・7—第一次アメリカ教育視察団・報告書

民主化を推進することで、従来の教育は天下り式に組織され、官僚主義であった、と批判して、新しい民主主義の教育は、個人の尊厳と人権の尊重が基調になることを示した。

○ 6・28—「秩序、行進、徒手体操実施ニ関スル件」

これは、体練科の指導が旧態依然として軍事教練的色彩をおびていたことや画一的形式的訓練が依然として重視されていたことなどの指摘であった。

2. 第一期・生成期

凡そ、ポツダム宣言の受諾のあと、前史（そのはじめ）を受けた社会体育実施に関する件の通達（21年8月）から、社会教育法の制定（24年6月）あたりまでの期間となるだろう。体育が“「練成」的考え方から「遊戯」「慰楽」的考え方へ大きく転換した時期”⁸⁾である。

さて、前記・米国教育使節団による報告書が公表されたあと、「社会体育実施ニ関スル件」の通達があり、新しい展開に入る。この通達が戦後の体育・スポーツを論ずる初めのものとなる。まず、報告書の公表と相前後して、関係者の連合国軍民間情報局（CIE）への接触が始まる。CIEの態度は、武道は禁止するが、その他の体育やレクリエーション的な伝統的な遊戯や催しを行なうことは自由で、むしろ、奨励するもので、それらの実施が統制的官制的にならないよう民主的な組織や指導者を育成すべきであろうという考え方であった、と伝えられている。

このようなCIEの意向を盛り込んで、民主主義日本の体育の在り方としてまとめたのが、「社会体

育実施の参考」であり、それを「社会体育実施に関する件」の通達とともに公示して、新しい日本の社会体育の在り方を示したのである。通達は、国民の体位向上を図り、明朗闊達な気風を振起して、勤労意欲を旺盛するための普及・奨励の観点から、参考として、11項目の指針⁹⁾を明らかにした。終戦から昭和27年、わが国が独立するまでの体育は、この通達に基づいて実施されたわけである。

さて、この時期には“地方スポーツの振興”は、まだ見られない。本論・社会体育や生涯スポーツに関わる事業には、つぎの2点にしかすぎない。いずれも今日に至るまで引き続いて予算化されている、息の長い事業である。

① 国民体育大会・21年11月に大日本体育会（現在の日本体育協会）の企画で、開催され、国が運営費の一部を補助した。旧来の、明治神宮競技大会のような神事奉仕的な性格・国家統制を排し、都道府県を持ち回りとする新しい形式をとった。

② 全国レクリエーション大会・22年10月に、第1回全国大会が開催された。指導者養成・レクリエーションの普及と啓蒙をうたったものである。26年度から予算措置（社会教育助成費）が講ぜられている。

なお、この間、これまで体育やスポーツの主流であった学校体育に関しては、つぎのような動きがあった。

- 校友会運動部の新発足（21年6月）。
- 新教育方針と体育の改善（21年11月）。
- 対外試合の基準の制定（23年3月）。
- 大学体育の発足（23年4月）。

行政機構としては、戦時中、学徒動員局に吸収されていた文部省体育局は、9月に復活し、その後21年1月、厚生省に所管されていた社会体育行政が、再び文部省に移管され、学校体育と一元化した。文部省体育局振興課がそれである。

3. 第二期・社会教育の時期

凡そ、社会教育法の制定（昭和24年6月）から、体育局の復活（昭和33年5月）までがあげられよ

う。

この時期はまず、行政機構の改革に伴い、社会体育行政の所管が、社会教育局に移っている。社会教育法の制定は終戦後の混乱がどうにか納まり、国民生活が落ち着いたあたりである。日本再建のためにスポーツが果たす役割は大きいと期待した結果であろう。ここで、体育・レクリエーション活動は社会教育一分野として位置づけられたのである。社会体育の法的根拠が明確となったわけで、国及び地方公共団体は社会教育行政の一環として、社会体育振興のための条件整備（人的、物的、制度的）を図ることとなったのである。

この法律の制定は、戦前の公権力を主体とする観念から、新しい国民を主体とする社会教育への転換を図ろうとするものであったと理解されている。当然、教育団体等を従属下においた政策は否定される、また、市町村教育委員会に対する、国や県の統制を排除しようとする意図を含んだものであったようにも思われる。

社会教育は、元来、正規の学校教育以外の、教育活動、学習・文化活動を指しており、そのうち、成人を対象とするものを「成人教育」、学校に在籍する青少年を対象とするものを「青少年教育」と呼んできたということで、大方が一致している。一方、“すでに明治10年代の教育ジャーナリズムに、使用例が散見されている”¹⁰⁾が、社会教育法による定義では、その第二条の規定で、“学校教育法にもとづき学校の教育活動といわれるものは除き、学校の範囲を規定することで、それらを控除したあとの「組織的教育活動」が社会教育だといっても、その外延は必ずしも明確でない”¹⁰⁾というほどに掴みどころがない怪物的存在のようなのである。

また、社会体育についても、決定的な定義はないように思われるが、“社会教育法の、一般規定がそのまま社会体育行政に関する規定といえることは当然である”¹¹⁾という概念を超えるものは、目下のところ見い出せないようである。

いずれにしろ、社会体育の振興は、終局的には国民皆スポーツの実現ということで、スポーツの生活化を目指していくことは間違いない。このようなかで、社会体育はレクリエーション活動の

一つとして発進した。その当初は、とくに、青少年を主な対象とした奨励、援助、指導に充てたことについては、保健体育審議会の答申（前文・昭和35年）から窺うこともできる。その“戦後におけるわが国民、とりわけ青少年の健康・体力の伸びは顕著であるが、諸外国との比較において、これが一層向上を図ることは、国力の根幹を培う上に必要欠くことのできない緊急事といえる”ような意識が根底にあったことである。そして、主として成人教育や青少年教育に重きをおくという考え方のなかで、青少年対策が急務であったことは否めない。全国青年大会（27年11月）の開催を初めとして、国民とくに青少年の健康と、社会の幸福を増進することを目的とする行事が推進された。

30年代に入って、頻繁に打ち出された青少年関係の、それは野外活動関係と登山になるのだが、予算化された主な事業につぎのようなものがある。

- 青少年団体活動の促進（30年6月）
- 青少年野外旅行の奨励（30年7月）
- 青少年野外活動の奨励（31年5月）
モデルキャンプを開設し、教育キャンプ・ユースホステル・登山の指導者、講習会等の事業を行なっている。
- 青少年スポーツ活動助成指定市町村の運営（34年11月）
毎年、市町村を指定して、青少年スポーツ活動とリーダー・指導者養成の事業をしている。今日まで続いている指定市町村制度の“はしり”¹²⁾である。

この時期の施策は総じて、社会教育の範疇に属するものであった。“国際庭球試合参加費”“アジア競技大会運営費”“五輪大会選手派遣費”の補助として、社会教育助成費なかで計上されている。30年度からは、社会教育特別助成費が新規に計上され、青少年キャンプ、国際学生スポーツ競技大会、各種登山隊の派遣費の補助などの補助に充てられた。このように、一部を除いては、大会・競技会への補助が中心であって、各種スポーツ事業の推進に当たるものとは思えない。

「地方スポーツ振興」という項は、24・25年度にみられる。しかし、26年度から31度までは計上

されておらず、32年度から復活している。これは、同年4月25日付文部事務次官・通達で、「地方スポーツの振興について」が奨励されたことと関連しよう。予算額としては、復活の当初、2000万円が計上されたあと、毎年、極端に増額していくのである。なお、当初の予算（2000万円）は恐らく、体育指導委員に関わる経費に振り向けられたものと思われる。地方スポーツの振興としては、他になにも無かったからである。

体育指導委員は前述のように、国が地方スポーツの推進者として、体育指導委員の設置を奨励した。当初で約20,000名が予定され、文部省では、中央講習会を開催するとともに、都道府県の実施する研修会の経費も補助するなどして、資質の向上につとめている。しかし、この時点では行政措置にもとづいてのものであり、法的な裏付けはなされていない。その設置を巡っては、かなりの経緯¹³⁾があったようである。

また、五輪大会の開催に関わって周囲の状況は大きく変化した。それは社会体育にとっては、かなりの外圧であった。この変化・外圧により、各種施設の建設・整備¹⁴⁾をはじめ、すべてのスポーツに関わる熱意は五輪関係に注ぎ込まれてしまい、社会体育に関することは、すべて凍結されてしまったのである。

この時点で特筆されるのは、社会教育法の一部を改正¹⁵⁾があって、日本体育協会への助成が始まったことである。併せて、関係団体の育成が強まる。38年度からは、日本リクリエーション協会、日本ユースホステル協会、日本武道館などの、運営や行事が助成され、補助されることとなった。

なお、学校体育の動きには、つぎのようなものがあった。

施設の整備・公立学校施設費国庫負担法の成立
(28年)

学習指導要領の改善 (28年, 31年, 33年)

対外競技基準の緩和 (29年, 32年, 36年)

大学体育の再検討 (31年)

4. 第三期・スポーツの時期（プレ五輪）

凡そ、体育局の復活（昭和33年5月）から、五

輪大会開催（昭和39年10月）あたりまでが充てられる。

体育局は行政機構の縮小政策から廃止されていたが、昭和33年、第3回アジア競技大会の東京開催を機に復活した。体育、運動競技、保健、給食の4課であった。これは、やがて近い将来に実現が予測されていた五輪大会の招致に備えての準備対策の一環であったことは衆知の事実である。なお、五輪東京大会の決定は昭和34年のIOC総会である。この時期には、大学等研究機関にあっても、スポーツ・レクリエーションと関連した組織的研究¹⁶⁾も進められ、新たな市民スポーツの在り方が模索されるなど、法律制定を醸成する気運が高まりつつあったのである。

36年6月、スポーツ振興法は超党派の議員の支持のもと、議員立法の形で成立した。国及び地方公共団体の任務として、スポーツ振興の施策を実施しなければならないことを明確にした意義はきわめて大きいものがあつた。これを根拠に体育施設の整備や指導者の養成など、とりわけ、社会体育に深い関係をもっていたのである。

スポーツ振興法の内容は、学校体育を含んでいるが、教科として行なわれている体育・スポーツは指導法も体系化されており、とくに云々する必要がなく、要するに学校体育に限ってみれば、振興の措置を規定する必要がない。施設を除いては振興のための特別な措置から外している。スポーツが学生中心のものから、また、限られた愛好者のものから、一般の青少年、成人、婦人まで拡大してきた。これに対して、国民皆泳を唱えながらプールが少ない。遊休適地は農薬や工場汚水等で汚染されている。体育館等にしても、然り、もはや単なる行政措置では限界があり、法的裏づけが必要となったのは当然である。

この時期の兆候としても、依然として青少年スポーツの振興が取りあげられている。経済審議会のレポート（経済発展における人的能力開発の課題と対策・38年）によれば「それは労働力の育成としての立場に近いのではなからうか。経済問題と関連する人的能力政策を、主として労働力としての人間の問題として扱うのであり、これは、い

かにして、より優れた労働力を能率的に養成し、活用するか、といった課題をもつものである。」と
 いている。

また一方では、五輪対策と指摘されてもいたし
 方のない状況を垣間見たこと¹⁷⁾もあった。五輪大
 会の東京での開催は、大国主義を自覚する国民の
 意識の形成につながることもあったであろう。そ
 れは、どのような国際行事にもまさる一大イベ
 ントである。大戦後のわが国の産業、経済、社会、
 文化、科学技術などあらゆる部門での発展の総決
 算を内外に問うのに、絶好の機会であり、また、
 日本民族の成長を世界の歴史に刻む格好の舞台で
 もあった。

このような状況の中で、36年7月、「五輪東京大
 会の準備等のために必要なり特別措置に関する法
 律」が制定された。これに合わせて体育局でも運
 動競技課がスポーツ課に改められた。このような
 状況にあつては、五輪対策が優先されたのも止む
 を得まい。むしろ、当然のような趨勢にあった。
 具体的な事例は、まず、国庫から組織委員会への
 補助金の支出である。また、37年2月には、東京
 五輪を目指して72,000人を収容するための拡張工
 事が開始された。それは、4年前、第3回アジア
 競技大会の開催を契機に、旧明治神宮外苑競技場
 跡に建設した55,000人収容の「国立競技場」では、
 手狭まになったためである。この前後、施設の整
 備にかかわる予算が急速に増大した。とくに35—
 36年にかけて、また37—38年にかけては、ほぼ倍
 増と著しい。併せて35—38年では、5倍に近くな
 っている。運営に当たっては、特殊法人国立競技
 場が33年4月に設立されていた。また、代々木に
 屋内総合競技場（プール、など）も建設されるな
 どした。

このように、スポーツ振興法の成立によって、
 施設の整備が制度化され、体育指導委員の身分も
 確立し、国民体育大会の性格や国の援助も明示さ
 れるなど、スポーツの振興がより促進されること
 となった。しかし、社会体育として具体化された
 のは、五輪大会の後の睨んでの指導者の養成、そ
 れに地方スポーツの振興の2点にすぎなかった。

まず、体育指導委員の任命である。スポーツ振

興法の施行によって、教育委員会の非常勤職員と
 して必置となり、市町村教育長のもとで、さまざ
 まな行政サービスを手助けすることを主な任務
 とした。そして、35年には全国的組織体制として、
 「全国体育指導委員協議会」が組織された。

また、各都道府県には、スポーツ振興審議会が
 設置され、市町村では必要に応じての、任意の設
 置となった。

そして、漸く、地方スポーツ振興の時代に入っ
 たようである。その内容が著しく変化してきた。
 従来の青少年対策、関係団体への助成や大会・競
 技会への補助金とは別に、競技色の薄い市民レベ
 ルが対象となってきたのである。

スポーツ教室（37年）は、開設する市町村に対
 しての助成である。日頃スポーツの機会に恵まれ
 ない勤労青少年や家庭婦人を主な対象として、同
 一メンバーで、同一種目を、同一の指導者で、一
 定の期間、継続して行なう、という枠組みの中で、
 スポーツ活動の実践の機会を与えようとしたもの
 である。

これら一連の推進策の背景には、文部省はじめ
 大学等研究機関による社会体育に関わる各種調査
 研究¹⁸⁾を見逃すことは出来ないだろう。今日の生
 涯スポーツ研究の先駆けとなったもので、スポー
 ツといえば、大会や試合用、そして競技会しか連
 想しなかった一般市民層に対する啓蒙資料として、
 かなりの貢献をしている。

5. 第4期・体力づくりの時期（ポスト五輪）

五輪大会が幕を閉じた直後の39年2月、「国民の
 健康体力増強対策について」が閣議決定される。
 そのあと、五輪記念青少年総合センター法の公布
 （40年2月）、同センターの開所（41年2月）、体
 力づくり国民会議の発足（40年3月）、資料・青少
 年の健康と体力の発行（41年11月）等と相次いだ。
 合わせて、学校体育でも学習指導要領の改定があ
 って、この時期は“体力づくり”が積極的に推進
 された。

体力づくりの運動は、一応の成果を収めたのだ
 ろう。予算上の措置としては、60年度から項目が
 変わり、61年度になると見られなくなった。59年

度をもってひと区切りし、つぎの時代へと移るの
である

スポーツテストは、36年以来、保健体育審議会
に諮問中のものであった。答申を受けて、普及・
奨励を通達する（38年3月30日）以前、すでに20
を超える都道府県で先行実施されていた。なお、
39年度からは「体力・運動能力調査」として、ほ
ぼ全国的に実施されている。学校での普及度は極
めて高く、その結果は毎年、10月10日を期して公
表されている。なお、40年には少年スポーツテス
ト。42年には壮年スポーツテストの要項も整備さ
れている。

“体育の日”が制定された。関連する初めは、
遠く遡って大正13年の11月3日の「全国体育デー」
である。この年から設けられた“明治神宮体育大
会”の中心の日にあたる。そのものは数年後に廃
止されたが、5月第三日曜日を、「国民体育デー」
として、昭和33年に復活した。これがスポーツ振
興法で制度化されたわけである。当初は、スポ
ーツの日とって、10月第一土曜日であった。とく
に土曜日を充てたということは、翌日が日曜で休
日であったことに尽きるようである。これが、国
民の祝日に関する法律の一部が改正（41年6月）
により、スポーツの日が削除されたわけである。

このあたり、スポーツ振興法の“スポーツの日”
が“体育の日”となったり、スポーツテストで“体
力診断テスト”や“運動能力テスト”を行なうな
ど、チームはかなり曖昧になってしまった。

一方、スポーツによるコミュニティづくりの運
動が推進¹⁸⁾される。各種のスポーツ教室も多くと
り入れられ、また、推進のための市町村が数多く
指定され、対象として青少年、婦人、高齢者等が
絞り込まれた(表4参照)。しかしながら、施設が
不足しているため、学校の体育施設の開放が必要
となり、学校体育施設開放事業¹⁹⁾が始まった。41年
度からである。なんととはなしに、スポーツ活動の
推進ということで、施設が少ないから、学校の施
設を開放したり、夜間照明をつけるとか、絶えず
受動的になっている状況である。

なお、スポーツ教室については、市町村の事業
とは別に、大学を始め、民間産業に至るまで、そ
の普及率は凄まじいものがあり、コミュニティ運
動に大いに貢献している。なかでも、日本体育協
会は文部省の委託を受けて、46年度からスポーツ
教室を開設していたが、すでにこのレベルの事業は、
学習効果が達成されたものとして、59年度には終
了している。漸くコミュニティ運動も一段落した
頃といえるのだろう。後述の、保健体育審議会の
答申に言及されているスポーツ教室は、よりレベ
ルを高めたものと理解したい。

50年代に入ると、市町村の事業の充実を図るた
め、社会教育主事（スポーツ担当）の派遣の制度
が始まった。予算上は体育局であるが、法的には
社会教育法に裏付けられているという奇妙な身分
で、53年度・全国で550名である。また、58年に
全国体育指導委員協議会が法人格を得て、「社団法
人全国体育指導委員連合」へと発展した。この時
点で指導委員の総数は、約56,000人であった。

国際交流に関しては、未だ、競技力向上に関す
るものが中心となっていた。

この時期の、保健体育審議会の動向としては、
つぎのような記録がある。

43年9月

「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策
について」諮問

46年6月

「体育・スポーツ施設の整備、体育・スポーツ
への参加促進、指導体制の確立等について」
中間報告

47年12月

「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策
について」答申

- ① 体育・スポーツ施設の整備の水準
- ② スポーツ教室の開設
- ③ 指導者の養成と確保
- ④ 資金の確保と運用

等である。

資料 行政機構の変遷

昭和20年9月・機構改革—体育局復活—体育。勤労。保健の3課。
 21年1月・体育局に振興課・設置。
 ※厚生省体力局の所管事項（国民錬成・体力づくり等）の移管
 24年6月・体育局廃止・所管事項は社会教育局運動厚生課へ。
 27年7月・運動厚生課を体育課と改称。
 33年5月・体育局復活・体育。運動競技。学校保健。給食の4課。
 37年4月・運動競技課をスポーツ課と改称。
 63年7月・スポーツ課を競技スポーツ課と生涯スポーツに分課。
 ※文部省機構改革・社会教育局が生涯教育局に。

注及び引用・参考文献

- 1) 教育課程の基準の改善の方針—4各教科・科目の内容(2)各教科・科目等別の主な改善事項中、にある。
- 2) 宮坂広作：社会教育と生涯学習，明石書店，東京，215，1988。
- 3) 文部省とは別に，厚生省の健康運動指導士，健康運動実践指導者，労働省のヘルスケアトレーナー，ヘルスケアリーダーがある。また，商業ベースとして通商産業省も絡んでくるなど，多彩である。
- 4) 平成5年度・体育局関係の当初予算は，合わせて，約541億。うち体育施設の整備・251億。生涯スポーツの普及振興・26億。競技スポーツの充実強化・28億。学校体育の充実・4億円である。
- 5) 施設の整備・251億円の内訳は，公立学校・108億。私立学校・1億7900万円。社会体育・66億。国立競技場・66億。国際競技・9億となっている。
- 6) 明治23年10月23日に発布された。戦後・昭和24年6月，国会で排除（衆議院），（失効）に関する決議がなされた。この決議を受けて，8月，文部省は「日本における教育改革の進展」と題する報告書を出し，学校等に死蔵されていた“教育勅語”の返還処置をとった。
- 7) この点に関しては，森 秀夫：日本教育制度史，学芸図書，東京，1989。p102に詳しい。
- 8) 文部省：体育の考え方・進め方，教育出版株式会社，東京，35，1960。
- 9) 社会体育実施の参考の具体的方針。①職域単位の体育クラブ，市町村の運動団体等の奨励による組織機構の

整備拡充 ②体育指導員等の指導者の充実 ③地域や職場，季節，施設の実態に即した運動種目の奨励 ④運動会，競技会，対外試合の奨励，⑤体育運動の生活化 ⑥体育施設の整備 ⑦勤労者体育の奨励 ⑧女子体育の奨励 ⑨剣道，柔道，弓道の取扱 ⑩民衆体育の奨励 ⑪社会体育運営上の注意，
 である。

- 10) 前掲2)の210。
- 11) 前掲8)の35。
- 12) 青少年のスポーツ振興のための特別予算として，5000万円（リーダーの養成・2000万円。指定市町村制度の設定に・1400万円。その他・青少年野外活動と巡回スポーツ車の購入等）である。
 これは，要求外の予算獲得であるといわれている。体育の科学，杏林書院，東京，1978。No 2。p137に詳しい。
- 13) この経緯については，前掲12)のp136に詳しい。
- 14) モデル的なものとして，体育館（300坪）とプール（25M×15M）を組み合わせたなもの，5カ所を予定していた。国庫で1/3の補助。施設についての国庫補助金・33年度予算—3000万円が初めてである。
 前掲12)の，p135-136に詳しい。
- 15) 昭和32年5月。社会教育法第13条によって禁止されていた社会教育団体への国庫補助が認められ，日本体育協会へ補助金が交付された。この年，1000万円。
- 16) 「農村レクリエーションに関する社会学的研究」日本体育学会，1958。
 「平塚市スポーツ生活の現状と問題」東京教育大学体育学部体育社会学研究室，1958。
 「わが国におけるスポーツ人口の構造とその変動について」1962。東京教育大学ほか関係13大学。
 「人口移動と社会体育」，1964。
 文部省体育局，などがある。
- 17) 同年10月1日，五輪大会の開会式に合わせたように開通した“東海道新幹線”は代表的なものである。
- 18) スポーツに関わる行政機関としては，文部省以外にも関係12省庁があり，とくに厚生省，労働省の施策が重複しているようである。
- 19) 当初は社会教育局の所管であったが，53年度から体育局に移管されている。
 ① 施設補助—市町村教育委員会が主体となって，定期的，継続的に学校体育施設の開放を行なう等地域住民の利用に役立っている。
 ② 校庭開放—少年の遊びや団体活動を促進するために，学校の校庭を定期的に開放している。

Life-long integrated sports

Fumio JIN

Abstract

The promotion of life-long integrated sports by government administration may be acceptable, However, it would be unusual if all citizens accepted this policy by the government. Essentially, sports should be played, by the independent will of each person.

State and local governments, may offer people the opportunity and conditions, under the sports Promotion Law, to play sports. Their reason for encouraging people to play sports is obviously because it promotes health and physical fitness. However, this policy may also create the fear that the authorities will control people.

I am also anxious about contact between Japanese sports organizations and the government. To cite an example, the Japanese government interfered, and was, I believe, responsible for the non-participation of Japanese representatives at the Moscow Olympics. I am sure that this decision was affected by the government.

We cannot guarantee that similar situations involving various sports group. It is possible that this sort of thing will occur again ; that the authorities will intervene in sporting activities.

I would like to offer an organization chart regarding life-long integrated sports as follows ;

- (1)Beginning-after the war. (2)An origin. (3)Adult education.
(4)Pre-Olympic-games. (5)Post-Olympic-games.

Key words : sports, administration, life-long integrated education

School of Health Sciences Okayama University